

No. 274  
2018  
4/16



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本  
八王子地本  
ホームページ  
「東労組八王子」で検索



八王子地本は  
組合員の

# 「安全・健康・命」

36協定締結満了まで  
あとわずか!

日及び月間

満了期間 4月30日まで

を守るために  
たたかいます!

## 締結にあたっては、法令に則り事業場単位!!

これまでの36協定締結に向けた労使の議論は互いの問題意識を醸成させ問題解決に向けて是正を図ってきた意義ある期間でした。今後もこれまで以上に成果が定着できるように取り組むこととします。今回は、改めて法令に則り、より実効性のある議論と対策が求められることから事業場単位での締結としていく考えです。

### ■根本的問題

適正な要員配置が行われておらず、また業務量が増え続けている現状の中で適正な業務量となっていないことによって長時間労働、そして労基法第36条違反を繰り返し発生させてきている。それらに対して抜本的対策が講じられているとは言い難い。

### ■36協定を事業場単位とするその根拠は、

- ① 労働基準法第36条第1項では事業場単位としている。
- ② 労働者の命と健康を守るためには問題が発生する事業場において具体的対策を講じるものであり、かつその対策が効果的か否かをチェックすることができる。

### <労働基準法第36条(一部抜粋)>

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間又は前条の休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

要員不足の根絶!  
労働基準法の遵守!

職場検証運動から「安全・健康・ゆとり・働きがい」のある職場を創ろう!